交通臨海部活性化特別委員会 令和3年7月20日

都市基盤整備部 資料3番

所管 都市基盤管理課

第11次大田区交通安全計画について

1 概要

交通安全対策基本法第二十六条に基づき都道府県は義務、区市町村は努力義務で交通 安全計画を策定する必要がある。区では、東京都の交通安全計画(5か年計画)に基づ き、大田区交通安全計画(5か年計画)を策定している。

令和2年度で第10次大田区交通安全計画の期間が終了したことに伴い、令和3年度からの第11次大田区交通安全計画について策定する。

2 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5か年度

3 計画の指針について(案)

- ・令和7年までに区内の交通事故件数を1,100件以下とする
- ・令和7年までに区内の交通事故死傷者数を1,160人以下とする
- ・計画期間内の区内の交通安全に関する重点施策を定め、施策を展開していく

4 スケジュール (案)

- ・6月23日 交通安全協議会幹事会を開催
- ・9月15日 パブリックコメント実施
- ・10月25日 交通安全協議会を開催
- ・11月30日 交通安全計画の決定
- ・12月21日 交通臨海部活性化特別委員会にて報告